

令和2年5月29日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除及び学校の教育活動再開
に伴う障がい児通所支援事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休業を受けた対応につきましては、日々、適正な支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年5月21日に開かれた政府の新型インフルエンザ等対策本部において、大阪府は緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除され、引き続いて、5月25日には、全ての都道府県の緊急事態措置が解除されました。

この大阪府の緊急事態措置の指定解除を受け、大阪市立学校園や大阪府立学校の臨時休業は令和2年5月31日までとし、令和2年6月1日から教育活動を再開することとなっています。

ただし、令和2年6月1日から12日（一部の府立支援学校は6月19日）までは、スタートアップ期間として分散登校や短縮授業での実施を予定しており、様々な形態での登校が想定されます。また、感染への不安から学校を休むことなども考えられ、学校が通常どおりの登校に戻るまでの間については、引き続き放課後等デイサービス事業所において支援体制を整えていただく必要があることから、令和2年4月6日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障がい児通所支援事業所の対応について」の適用を延長します。

なお、令和2年5月26日付けで「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置の解除に伴う通所又は短期間の入所利用について」を発出し、令和2年4月15日付けで発出しております「新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止の為の通所又は短期間の入所利用者に対する利用自粛の呼びかけについて（依頼）」にかかる対応については終了いたしますので、合わせてご確認のうえ、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 報酬単価及び単価の臨時措置適用期間について

(1) 放課後等デイサービスの報酬単価

様々な登校形態に対応した支援体制を整えていただく必要があることから、「休業日単価」とします。

(2) 報酬単価の臨時措置適用期間

厚生労働省から「地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2週間）の期間をおいた上で終了すること」との通知があることから、この通知による報酬単価の臨時措置の適用は、令和2年6月1日(月)から令和2年6月30日(火)までとします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合がありますので、最新の情報でご確認くださいませよう、お願いします。

2 人員基準等の臨時的な取扱いについて

様々な登校形態に対応した支援体制を整えていただく必要があることから、令和2年4月6日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障がい児通所支援事業所の対応について」を引き続き適用し、定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合であっても減算を適用しないこととします。

3 緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う支援等について

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴い、利用自粛の呼びかけについては終了しております。

放課後等デイサービスにつきましては、特別支援学校等に在籍する障がいのある児童（以下「児童」という。）が利用するものであり、当該児童には、保護者が仕事を休めない場合に、自宅等で1人で過ごすことができない児童がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、すべての保護者に対し、支援の必要性を再度確認し、適切に支援が提供されるよう、ご対応をお願いします

4 通所による療育支援以外の方法による支援の留意点について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月22日文部科学省）によると、地域の感染状況によっては、感染者が発生していない学校であっても臨時休業が行われる場合があること、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について方針が示されていることから、放課後等デイサービス及び児童発達支援につきましては、当面の間、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童の居宅訪問等において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

（具体的な居宅訪問や電話等による支援内容の例）

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別やりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

なお、この場合も通常の利用者負担が発生することについて保護者に説明し、了解を得

ていただくとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことにご注意ください。

（電話等代替支援の方法）

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等で行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、個々の状況に応じた支援を実施してください。

なお、支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、次のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者に送信する。（同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。）
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

5 支給量について

受給者証の支給決定日以上の日数の利用が必要となった場合は、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う臨時的な支給量の届出」の提出をもって、令和2年6月中の支給量を特例的に「30日」とします。（3月分～5月分とは別に提出必要）

つきましては、保護者等と相談の上、令和2年6月30日（火）までに、該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う臨時的な支給量の届出」提出いただきますようお願いいたします。複数の事業所をご利用の場合は、事業所間で利用日等を調整し、連携していただきますようお願いいたします。期日を過ぎて提出された場合の支給量の変更は認められませんので、ご注意ください。

また、今回の学校再開にかかる臨時措置を受け、一時的に利用契約内容が変更となった場合も、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書を該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに提出していただきますようお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時的な支給量の届出」をもって支給量を増やし国保連請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応いたしますので、ご了承ください。

6 延長支援加算について

延長支援加算については、本来、報酬算定にあたって事前の届出が必要ですが、学校臨時休業中の取扱いとして、事後の届出も可能とします。ただし、8時間以上の営業時間において支援を行う等のその他の要件については、特例的な取扱いはありません。

なお、事業所を縮小し、一部の児童は通所により8時間以上の営業時間で支援を行い、一部の児童は営業時間外に電話等による代替的な支援をすることも考えられます。このような場合は要件を満たすものとして算定可能です。ただし、通所による8時間以上の営

業時間における支援をしておらず、電話等による代替的な支援のみを行っている場合は算定できません。

7 添付資料

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う臨時的な支給量の届出
- ・【厚生労働省事務連絡】緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴い放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）（令和2年5月28日付け事務連絡）
- ・【大阪府事務連絡】新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（令和2年5月22日付け）
- ・【大阪市 HP】大阪市立学校園再開に関する掲載内容
- ・【大阪府支援教育課長通知】府立学校における臨時休業等の措置について（通知）（令和2年5月21日付け通知）

8 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）

※事務連絡（新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障がい児通所支援事業所の対応について）掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962

運営指導課 Tel : 06-6241-6520 Fax : 06-6241-6608